



企業の立地は産廃とセツト

住民代表と懇談会を開催

市浦村の平成二年国勢調査の人口は三六八人、平成八年（西暦二〇〇〇年）には二八〇〇人、さらに二十年後には一六〇〇人台までになるとい

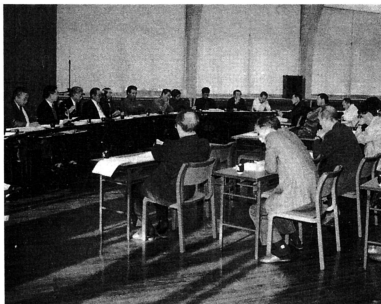
われています。その時の高齢者比率は四十三%、全人口の約半分が老人で

占められると予測されています。このままでは市浦村がなくなってしまうという危機感があります。

一次産業の振興とともに男子型の企業誘致を積極的に進めるべきだという意見が議会のたびごとに提起されてきました。そこで六月議会において議員の発議により満場一致で「企業誘致対策特別委

員会」が設置されました。議員全員が委員となり積極的に取り組むことになったのです。

それから九月まで行政と議会が一体となって各方面に接点を重ねてきました。その結果、別掲（次ページ）のように男子型企業誘致と産業廃棄物の処分場の受け入れについて方針が定まり、九月二十九日の臨時村議会でその報告書を採択しました。議会の報告書にもとずき、村ではこれまでの経過と理解を深めるため十一月四日に村内各団体長等と議員の合同懇談会を開催しました。



11月4日、村内各団体長に村議会議員を含めた「企業誘致対策に関わる懇談会」が開催されました。懇談会では産業廃棄物処理施設とはどういうものなのか等を中心に話し合いが行われました。

懇談会では、いろいろな疑問などが出されましたが、その中で、特に産業廃棄物については、もう少し詳しい情報を知らせてほしいということ、進出企業についても同じく要望がありましたので、広報しゅら特集号で、その情報を提供することとしました。

特集

男子型企業誘致と産業廃棄物最終処分場

立地予定企業を紹介します

企業名 三商株式会社
 本社 岐阜県可児市
 創立 昭和四十一年一月
 事業内容 混綿・給綿・搬送機、産業機械の設計・製造・販売

市浦村立地予定工場
 工場所在地 調査中(十二月十八日候補地検討会開催)
 創業予定 平成六年四月
 工場・倉庫 延二、〇〇坪
 設備 耐熱特殊ペーパー製造機械一式
 人員 初年度三〇名
 (男二八、女二)
 三年間で五〇名に
 (男四八、女二)

投下資本 約三億五千万円
 事業内容 耐熱特殊ペーパーの製造



岐阜県にある三商株式会社本社



▶村議会議員らが視察

誘致委員会の9項目

1. 男子型企業の立地に賛成し歓迎する。
2. 企業立地のため必要とする工場敷地の確保に全力をあげる。
3. 産廃は、県の事前協議が必要であることから十分なる協議と指導を遵守すること。
4. 村が忌避する特別管理品目等は取り扱わないこと。
5. 村内における一般廃棄物処分についても取り扱うこと。
6. 地域住民の紛争など生じさせないよう対策を講じること。
7. 従業員採用は、地元優先で雇用すること。
8. 産廃処分場の跡地利用については、村の振興計画や活性化対策に連動される対策を検討すること。
9. 村と企業立地側と更に信頼を深め、上記事項に留意して目的達成を図るため尽力する。

Q & A

Q 進出が予定される企業も廃棄物を出すのか。
A 無公害に近い企業であり、産廃もそれ程多くはないと思います。

Q 男子型企業はぜひほしいが、なぜ産廃とセットなのか。
A 産廃とセットではなく、企業の誘致は、距離や気象条件、他の工場の集積度等から高質金型の企業の誘致は無理であり、この企業から産廃処理会社に役員をおくっていることから産廃とセットで誘致することになったのです。

Q 産廃が優先された、企業が進出しないということもあるのではないのか。
A 産廃事業より企業進出を優先させるという方向でいますので、その心配はありません。

Q 産廃事業が終わったら、企業も引き上げるといことが考えられるのか。
A 企業進出にあたっては、多額の投資をして付加価値の高い製品を造る工場なので、簡単に引き上げることには考えられません。

Q 待偶面などについては、どのように考えているのか。
A 若者の定住を促進するためには、一番の課題だと考えているので、岐阜本社に準ずる待遇ということで接渉を進めているところだ。

Q とは「question」質問、**A** とは「answer」答への意味をそれぞれ表します。

産業廃棄物はいま

ゴミ問題を考える

ゴミには一般廃棄物と産業廃棄物があります。

▼自動車やテレビをつくる時に出るゴミ

▼ビルの解体工事によって出る建設廃材やガラスくず

▼農畜用廃ビニールやドライクリーニングに使用されるテトラクロロエチレン

▼公共下水道工事による汚水

このほかにもたくさんありますが(表1参照)、こうしたゴミを産業廃棄物と呼びます。

これらのゴミは、私たちの生活を豊かにするためにまた、工場や建設工事の現場などの生産活動の場から出てくるものです。

しかし、いなくなつたといういうゴミを適正処理をしないで不法投棄するために、大きな社会問題になつてはなりません。今年七月には「産業物の処理及び清掃に関する法律」が、二十年ぶりに改正され、適正処理をするための基準もいへん厳しくな

りました。当村では、各家庭から出るゴミを毎週収集していますが、これまで行つていたゴミの生捨ても今後はできなくなるといわれています。

「私たちがそんなことをしていい」という人もいます。もしも排ガス等で二酸化炭素をつくり地球を温暖化させ、冷蔵庫やクーラー、スプーリーを使うフロアに有害な紫外線を増やすことに手助けしていることになりません。

二十一世紀の地球を確かなものにするためには、いま私たちが何をしなければならぬか、一人ひとりの豊かさや環境保全などの両方を両立できる知恵が強く求められています。

ゴミは私たちが何を問いつけているのか、お互いによく考えてみたいものです。

八二太昭著書「ゴミから地球を考える」の中で著者は、一万年かかってようやく一度上昇した地球の温度が、現在では十年で〇・三度のスピードで上昇し、このままでは海水が膨張して南極の水がとけ、水位が上るといわれています。もっと大きな問題は気候の激

Q 産業廃棄物とはどういうものですか

A 事業活動によって生じる産業廃棄物のうち「燃えがら」「汚水」「廃油」「木くず」「せんいくず」など十九種類の産業物(表1参照)のことであり、この処理については、産業廃棄物を排出する事業者が責任を持つことになってい

ます。これに対して一般廃棄物以外の産業廃棄物以外の産業物のうち、家庭から出る粗大ゴミも含

む)やリ尿のほか、一般事業所から出る紙くずや缶、プラスチックなどがこれに該当します。これらは村が収集、運搬することになってい

Q 十九品目の産業廃棄物を全部村に持つてくるのですか

A 村としては、安全性を第一に考え、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物のふん尿及び動物の死体等は受け入れないことになっています。また、特別管理産業物として指定されている毒性、感染

性、爆発性のあるものも受け入れない方針です。

Q 産業廃棄物最終処分場の設置についての許可はどこでたすのか

A 産業廃棄物最終処分場の設置しようとする事業(設置予定者)は、設置しようとする場所の地形、地質、地下水状況及び生環境等に関する影響などを調べた調査書(「環境アセスメント」といふ)と、埋立処分計画書、設計図等をそろえて知事に事前協

表1 産業廃棄物の種類

種類	摘要(具体例等)
1 燃えがら	石炭がら、焼却灰の残灰
2 汚泥	パルプ廃液汚泥、ビルビッド汚泥、工場排水処理後の汚泥、製造工程から出る汚泥
3 廃油	鉱物油及び動植物性油類に係る全ての廃油、廃溶剤
4 廃酸	硫酸酸、廃塩酸等の全ての酸性廃液
5 廃アルカリ	全てのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず等の合成高分子系化合物に係る図形状、潰状の全ての廃プラスチック類
7 紙くず	パルプ、紙又は紙加工製造業、新聞業、出版業、印刷物加工業から生ずる紙くず
8 木くず	工作物の解体木くず(建設業に係るもの)、木材又は木製製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木片材、おがくず、パルク類
9 繊維くず	繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)から生ずる木屑くず、羊毛くず等の天然繊維くず
10 動植物性残渣	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる動物又は植物性の図形状の残渣物
11 ゴムくず	天然ゴムくず
12 金属くず	金属の切削、研磨くず、廢鉄屑
13 ガラスくず及び陶磁器くず	レンガ、かわらくず、廢蛍光管
14 鉱さい	溶鉱炉、電気炉の残滓、不良鉱石
15 建設廃材	工作物の除去に伴って生ずるコンクリート破片
16 家畜ふん尿	畜産農業に係る牛、豚等のふん尿
17 家畜の死体	畜産農業に係る牛、豚等の死体
18 ばいじん	煤煙発生施設、産業廃棄物の焼却施設で発生するばいじんを集塵施設で集められたダスト類

※ 第1条第13号に掲げる産業廃棄物

以上の1-18の産業廃棄物を処分するために処理したものであって1-18のいずれにも該当しなくなった産業廃棄物

(次ページにつづく)



シート張りされた処分場

講することになっていきます。これを受けて知事は、最終処分場がつけられる市町村長に通知するとともに、この計画書を三十日間にわたり縦横に供することになっていきます。この通知や縦横にした計画書に対し、市町村長並びに住民からその最終処分場の設置について意見を述べることもできるようにになっていますが、村長には最終処分場の設置を許可する権限はありません。

Q 産業廃棄物最終処分場の設置に對する許可基準はどうなっているのですか。その概要について

A 最終処分場の設置に関する許可は知事の権限であります。その許可基準の概要については、産業廃棄物の種類や数量、運搬処理方法、施設の設置基準、管理に当たっては、将来的な環境保全対策などが法律や国、県の処理基準に適合しているか、厳しい書類審査が行われる。また、関係市町村や住民の意見を考慮し、慎重に調査検討を加え、場合によっては条件を付して許可することになっています。

Q 環境汚染が一番心配されるので

A 県でも県外の産業廃棄物の搬入は認めないという方針であり、他県から持ってくることはできなくなっています。したがって、当村に予定される最終処分場には県外の産業廃棄物を搬入するとはできなくなっています。

A 予定される最終処分場は管理型の処分場であり、

Q 外からも持ってくるのですか

A 産業廃棄物の種類に適合した設備で行われ、廃棄物が飛散したり、流出及び悪臭がもれないようにすることが義務づけられています。

Q 収集、運搬の方法はどうなるのですか

A 埋立てが終了しても水質等の安全管理が認められるまで水処理をすることになっています。

Q 埋立ての方法や管理はどうなるのですか

Q 埋立て終了後の跡地は、どのように管理されるのですか

Q 埋立てが終了しても水質等の安全管理が認められるまで水処理をすることになっています。

A 処理の方法はサンドイッチ方式といつて、廃棄物の厚さを三メートル以下にして、中

あとがき

時代は流れ、時は動いています。二十世紀まであと八年。村の人口は〇〇〇〇人を割ることは避けられない状況にあります。今年生まれの子どもたちが大人になるころには、人口はさらに二〇〇〇人台に下がり、その時は二人に一人は老人で占められていると推測されています。医療費が、保険税が、福祉対策費が。その時、自分たちの老後はどうなっているのだろうか。戦争が終わってから間もなく五十年になろうとしています。これからの二十年、三十年はあつという間です。この「かけがえない市浦」を次の世代に何をどのように残してやるのか、私たちはいま、問われています。

▼一次産業の活性化による農村漁村の再生

▼時代を担う人づくり

▼歴史や文化を創り育てること

それぞれ避けて通れない課題です。

市民のほとんどが望み、男子型企業の誘致を強く望んでいます。若者定住が村の発展につながることも言っています。議会も村も市民のこうした熱い期待、生活の不安に応えていく責任も義務もあります。企業の誘致にしても、優良企業でない、若者の生活を保障することはできません。「寒くて、遠くて、塩害が厳しくて」という地域の中で、そうした企業をもつてくためには、ある程度の条件も止むを得ないことです。

男子型企業の誘致とセツトで検討している産業廃棄物最終処分場ですが、その産業廃棄物も村では無償に受け入れようとしているのではありません。環境保全や村民生活の安全を考えて善く公生活のものともなうもの、危険性の高いものなどは排除しようとしていきます。東京都や岡山県でも「ゴミからのまちづくり」を進めているところもあります。はじめから反対か賛成の議論ではなく、地域の将来のために、私たちがいま何をなし得るか、この機会に検討してみたいのです。